

～平成31年度深川市まちなか居住等推進助成制度について～

まちなか新築住宅固定資産税助成制度

深川市では、まちなか居住への誘導及び定住の促進・地域活性化に寄与することを目的として、市が定めるまちなか居住推進エリア内（下記参照）へ新築住宅を取得した方を対象に固定資産税に相当する額を助成する事業を実施します。

《助成要件》

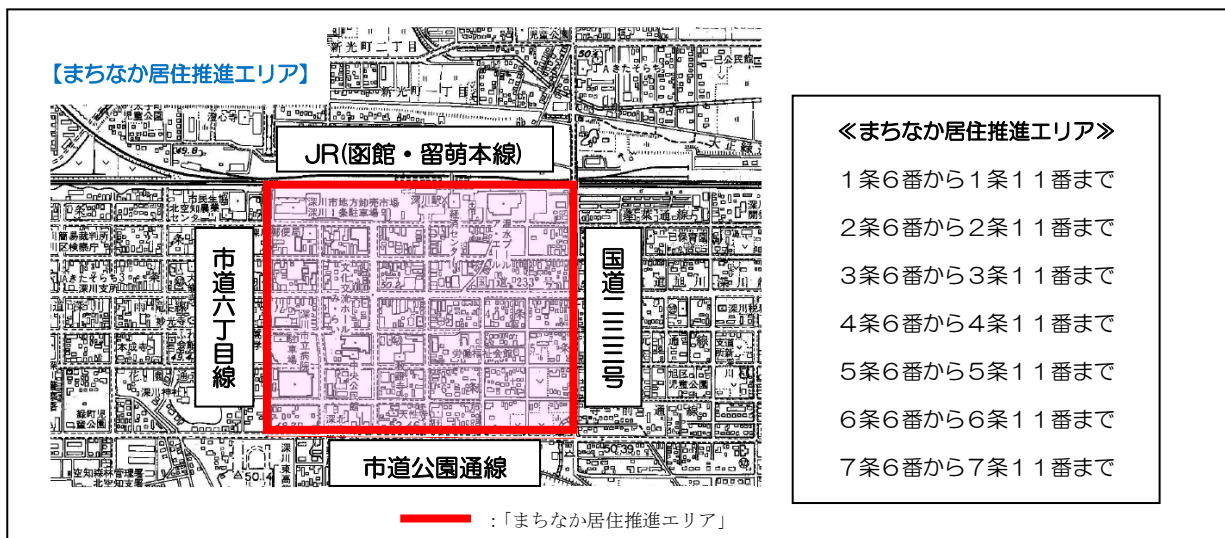
- ・まちなか居住推進エリアに建設された住宅
- ・平成28年4月1日から平成31年3月31日までに取得した新築住宅
- ・床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅（併用住宅については、居住の用に供する部分の面積）
- ・自己の居住のためにまちなか居住推進エリア内に住宅を取得し、併せて住民登録をした者
- ・交付対象者の世帯全員が市税を完納していること

《助成内容》

- ・対象住宅（併用住宅は居住部分のみ）及び住宅用地（自己所有に限る）に対して賦課された固定資産税に相当する額を助成

《申請手続きについて》

- ▼申請受付期間：各申請者様において固定資産税を完納後、当該年度の2月末日まで
- ▼助成期間：住宅取得後、初めて固定資産税が賦課される年度以降5年間
※申請は毎年度行っていただきます
- ▼申請時必要書類：①深川市まちなか新築住宅固定資産税助成金交付申請書
②固定資産税の土地・家屋課税明細書の写し
③住民票の写し（世帯全員分・続柄記載）
④登記事項証明書の写し（住宅及び住宅用地分）
⑤助成金振込口座の通帳の写し



《申請・問合せ先》 建築住宅課 建築係

TEL : 0164-26-2323 Mail : kenchiku@city.fukagawa.lg.jp

HP : <http://www.city.fukagawa.lg.jp/> から「住宅助成制度」と検索してください。